

## 府費負担教職員定数条例の改正（概要）

教育委員会事務局 教職員室 教職員人事課

### ■改正の理由

市町村立の小学校及び中学校、大阪市・堺市を除く市立の高等学校（定時制の課程）並びに市立の特別支援学校の児童・生徒数の変動に伴う学級数の増減及び国の定数改善により、平成24年度の府費負担教職員定数の改定を行うため、所要の改正を行う。

### ■改正の内容

#### 教職員定数の改定（第2条関係）

小学校	27,233人	→	27,153人
中学校	15,741人	→	15,897人
高等学校	28人	→	27人
特別支援学校	1,365人	→	1,420人

### ■施行期日

平成24年4月1日

### ■政策アセスメント・制度間調整

財政課と調整済

## 大阪府条例第

号

府費負担教職員定数条例の一部を改正する条例  
府費負担教職員定数条例（昭和二十七年大阪府条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
(府費負担教職員の定数)		
第二条 (略)		
一 小学校	二七、一五三人	二五、八九七人
二 中学校	二七人	二七人
三 高等学校		
四 特別支援学校	一、四二〇人	
(府費負担教職員の定数)		
第二条 (略)		
一 小学校	二七、二三三人	二五、七四一人
二 中学校		
三 高等学校		
四 特別支援学校	一、三六五人	二八人

## 附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

## 大阪府立図書館協議会条例の改正（概要）

教育委員会事務局市町村教育室地域教育振興課

### ■改正の理由

- ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）が平成23年8月30日に公布された。これにより、図書館法（昭和25年法律第118号）の一部が改正され、図書館協議会の委員の任命の基準について、文部科学省令で定める基準を参考して条例で定めるものとされたことに伴い、委員の任命の基準を定める規定を制定するため、所要の規定整備を行う。
- ・平成23年8月29日及び平成23年12月14日に大阪府特別職報酬等審議会からなされた答申及び意見具申等を踏まえ、見直しを行う。

### ■改正の内容

- ・委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、大阪府教育委員会が任命するものとする。（改正後第3条関係）
- ・図書館協議会委員の報酬の額を、日額8,200円とする。（改正後第7条関係）
- ・知事等の給料、報酬、期末手当等の特例に関する条例（平成23年大阪府条例第4号）中、図書館協議会委員の報酬の特例に係る規定（第42条）の規定整備（附則第2項関係）

### ■施行期日

平成24年4月1日

### ■政策アセスメント・制度間調整

なし

大阪府条例第 号

大阪府立図書館協議会条例の一部を改正する条例

大阪府立図書館協議会条例（昭和二十七年大阪府条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
(組織)		
第三条 (略)		
2   委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、大阪府教育委員会が任命する。		
3   委員の任期は、一年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。		
(委員の任期)		
第四条—第六条 (略)		
(報酬)		
第七条 委員の報酬の額は、日額八千二百円とする。		
2・3 (略)		
第八条—第十条 (略)		
(報酬)		
第九条—第十二条 (略)		
(委員の任期)		
第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。  
(知事等の給料、報酬、期末手当等の特例に関する条例の一部改正)
- 2 知事等の給料、報酬、期末手当等の特例に関する条例（平成二十三年大阪府条例第四号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
(大阪府立図書館協議会の委員の報酬の特例) 第四十二条 大阪府立図書館協議会の委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府立図書館協議会条例（昭和二十七年大阪府条例第四十二号）第七条第一項の規定にかかわらず、日額八千円とする。	(大阪府立図書館協議会の委員の報酬の特例) 第四十二条 大阪府立図書館協議会の委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府立図書館協議会条例（昭和二十七年大阪府条例第四十二号）第八条第一項の規定にかかわらず、日額八千円とする。	

## 大阪府文化財保護法に基づく事務に係る事務処理の特例に関する条例の改正（概要）

教育委員会事務局文化財保護課

### ■改正の理由

豊中市の中核市移行に伴い、本条例に基づき同市が処理することとしていた文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）に基づく事務の一部について、文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号。以下「政令」という。）に基づき同市が処理することとなるため、所要の改正を行う。

### ■改正の内容

従来豊中市は事務処理の特例に基づき、文化財保護法に基づく事務のうち、以下の事務に係る通知、報告の受理等の業務を行ってきたが、政令第5条第3項の規定により当該事務は中核市が行うこととされているため、所要の改正を行う。

- ・重要文化財の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に対する許可（法第43条第1項）、許可に付随する指示（同条第3項）、現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為の停止命令及び許可の取消し（同条第4項）
- ・所有者及び管理団体以外の者による重要文化財の公開の許可（法第53条第1項）、許可に付随する指示（同条第3項）、公開の停止命令及び許可の取消し（同条第4項）
- ・文化財の現状の変更に際しての、重要文化財（国の保有する重要文化財で地方公共団体等が管理するものを含む（法第172条第5項）。）の現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況についての報告の徴収（法第54条）

### ■施行期日

平成24年4月1日

### ■政策アセスメント・制度間調整

なし

## 【別紙】

番号	文化財保護法等の規定により中核市の権限に属する事務として規定されているもの		本条例により現在豊中市が事務の一部を処理しているもの	(根拠条項)
	事務内容(小項目) (法律・政令に基づく事務名)	根拠条項等 (法令・政令の名称・条・項・号)		
1	重要文化財に関する現状変更等の許可等	文化財保護法第43条 文化財保護法施行令第5条第3項第1号	○	条例第2条第3項第2号、第3号、第4号
2	所有者等以外の者による重要文化財の公開の許可等	文化財保護法第53条第1項第3項第4項 文化財保護法施行令第5条第3項第2号	○	条例第2条第3項第1号
3	重要文化財の保存に係る報告聴取	文化財保護法第54条 文化財保護法施行令第5条第3項第3号	○	条例第2条第3項第5号
4	重要文化財の保存に係る立入調査	文化財保護法第55条 文化財保護法施行令第5条第3項第3号	—	—
5	文化財保護法第99条の規定により施行された発掘により文化財が発見された場合の事務	文化財保護法第100条第2項	—	—
6	警察署長より提出された埋蔵物の受領	文化財保護法第101条	—	—
7	埋蔵物が文化財であるかどうかについての監査等	文化財保護法第102条	—	—
8	当該文化財の返還請求があったときの警察署長への引渡し	文化財保護法第103条	—	—
9	国の所有に属する重要文化財に係る報告聴取	文化財保護法第172条第5項 文化財保護法施行令第5条第3項第3号	○	条例第2条第3項第1号
10	出品された重要文化財等の管理事務	文化財保護法第185条第1項 文化財保護法施行令第6条第2項	—	—

大阪府条例第 号

大阪府文化財保護法に基づく事務に係る事務処理の特例に関する条例  
例の一部を改正する条例

大阪府文化財保護法に基づく事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成十二年大阪府条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(市町村が処理する事務の範囲等)	(市町村が処理する事務の範囲等)
第二条 (略)	第二条 (略)
一・一三 (略)	一・一三 (略)
四 法第五十三条第一項及び第三項の規定による公開の許可(公開に係る重要文化財が府の区域内に存するもののみである場合(大阪市、堺市、豊中市、高槻市又は東大阪市の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該市の区域内に存するもののみである場合を除く。)に限る。)に係る通知に関する事務	四 法第五十三条第一項及び第三項の規定による公開の許可(公開に係る重要文化財が府の区域内に存するもののみである場合(大阪市、堺市、高槻市又は東大阪市の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該市の区域内に存するもののみである場合を除く。)に限る。)に係る通知に関する事務
五 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令(大阪市、堺市、豊中市、高槻市又は東大阪市の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該市の区域内に存するもののみである場合を除く。)に係る通知に関する事務	五 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令(大阪市、堺市、高槻市又は東大阪市の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該市の区域内に存するもののみである場合を除く。)に係る通知に関する事務
六・一四 (略)	六・一四 (略)
2 法に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて豊中市、高槻市及び東大阪市の区域に係るものは、当該市が処理することとする。	2 法に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて高槻市及び東大阪市の区域に係るものは、当該市が処理することとする。
一・一五 (略)	一・一五 (略)
3 法に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、豊中市、高槻市及び東大阪市を除く。以下この項目において同じ。)の区域に係るものは、それぞれ当該市が処理することとする。	3 法に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、高槻市及び東大阪市を除く。以下この項目において同じ。)の区域に係るものは、それぞれ当該市が処理することとする。
4・一・一五 (略)	4・一・一五 (略)
5 (略)	5 (略)

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

## 知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例等の改正（概要）

総務部人事室企画厚生課

### ■改正の理由

平成23年8月29日及び平成23年12月14日に大阪府特別職報酬等審議会からなされた答申及び意見具申等を踏まえ、特別職の報酬及び給料の額等について等の見直しを行う。

### ■改正の内容

- 審議会答申に基づき見直しを行う。

- 給料及び報酬額の改定及び区分の新設

区分	改定後の額	改定前の額
知事	月額 1,310,000円	月額 1,450,000円
副知事	月額 1,030,000円	月額 1,140,000円
行政委員		

- 退職手当の支給割合の見直し（第2条及び第5条関係）

平成24年4月1日から次のとおりの支給割合とし、特例減額の割合を当分の間、50%とする。

区分	改定後		改定前	
	本則の支給割合	特例減額の割合	本則の支給割合	特例減額の割合
知事	100分の20	50%	100分の60	—
副知事	100分の20	50%	100分の45	20%
教育長	100分の20	50%	100分の30	15%

※なお、経過措置として施行期日前から在職する場合、現任期の就任の日から平成24年3月31日までの間については改定前の現行条例の例により計算し、平成24年4月1日から退職日までの間は改定後の支給割合で計算した上で、それぞれの期間の退職手当額を合算して支給する。

- 上記改正に伴い特例期間（平成23年4月1日から平成26年3月31日まで）における給料等の減額割合及び減額後の報酬単価の見直しを行う（第47条関係）。

現在の給料等の特例減額については、平成23年4月1日から実施しているが、今般の特別職報酬等審議会の答申等を受け、行政委員報酬が日額化されることに伴い、平成24年4月1日から給料等の特例減額の割合を次のとおりとする。また、附属機関委員報酬については、これまで知事等の給料の改定率に応じて本則の報酬単価を改定しており、今回の改定に伴い、特例減額後の報酬単価が変更となるため、特例条例の報酬日額の見直しを行う。

○特例期間における減額の割合

	改定後	改定前
行政委員	100分の3	100分の20

○附属機関委員報酬単価改定に伴う特例期間における減額後の報酬単価の見直し

区分	改定後		改定前	
	本則による 報酬日額	特例期間における 報酬日額	本則による 報酬日額	特例期間における 報酬日額
A	9,600円	9,400円	10,700円	10,400円
B	8,200円	8,000円	9,100円	8,900円
C	6,100円	6,000円	6,800円	6,600円
大阪府留置施設 視察委員会委員	16,500円	16,000円	18,300円	17,800円

※特例期間における日額報酬の額は、本則による報酬×(1-3%)〔100円未満切り上げ〕

■施行期日

平成24年4月1日

■政策アセスメント・制度間調整

財政課及び関係部局と調整済み

大阪府条例第 号

知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例の一部改正)

第一条 知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例（昭和二十二年大阪府条例第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

				改正後	改正前
				(給料) 第二条 (略)	
	区	分	給料の額(月額)		
副	知	事	一、三一〇、〇〇〇		
副	知	事	一、〇一〇、〇〇〇		

第六条 (略)

副	知	事	割
			合
		百分の二十一	

2 前項に規定する在職月数は、暦に従つて計算し、一月に満たないときは一月とし、一月以上の場合であつて、二十七日に満たない端数を生じたときはこれを切り捨て、二十七日以上で、かつ、一月に満たない端数を生じたときはこれを一月とする。(略)

				改正後	改正前
				(給料) 第二条 (略)	
	区	分	給料の額(月額)		
副	知	事	一、四五〇、〇〇〇		
副	知	事	一、一四〇、〇〇〇		

第六条 (略)

副	知	事	割
			合
		百分の四十五	

2 前項に規定する在職月数は、暦に従つて計算し、一月に満たないときは一月とし、一月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

第六条 (略)

附 則

1-3 (略)

副	知	事	割
			合
		百分の六十一	

第六条 (略)

附 則

1-3 (略)

副	知	事	割
			合
		百分の四十五	

一 退職の日における給料の月額にその者の副知事としての在職月数を乗じて得た額に百分の二十を乗じて得た額

二 (略)

5 当分の間、知事等の退職手当の額は、第六条第一項及び前項の規定により計算した額にそれぞれ百分の五十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とする。

6 (略)

(大阪府監査委員条例の一部改正)

第二条 大阪府監査委員条例（昭和三十九年大阪府条例第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で

示すように改正する。

改正後

(給料及び報酬)  
第七条(略)

(給料及び報酬)  
第七条(略)

改正前

給料又は報酬の額(月額) 円

給料又は報酬の額 円

区分	分	給料又は報酬の額		
		常勤の監査委員	代表監査委員	常勤の監査委員
常勤の監査委員	常勤の監査委員	月額 八一〇、〇〇〇	月額 六七〇、〇〇〇	月額 八一〇、〇〇〇
代表監査委員	代表監査委員	月額 三八、〇〇〇	月額 二九、〇〇〇	月額 二九、〇〇〇
常勤の監査委員	常勤の監査委員	日額 二二一、〇〇〇	日額 一四一、〇〇〇	日額 一四一、〇〇〇
常勤の監査委員	常勤の監査委員	日額 一一一、〇〇〇	日額 一〇〇、〇〇〇	日額 一〇〇、〇〇〇

区分	分	給料又は報酬の額(月額) 円		
		常勤の監査委員	代表監査委員	常勤の監査委員
常勤の監査委員	常勤の監査委員	九一〇、〇〇〇	九一〇、〇〇〇	九一〇、〇〇〇
代表監査委員	代表監査委員	七四〇、〇〇〇	七四〇、〇〇〇	七四〇、〇〇〇
常勤の監査委員	常勤の監査委員	四一五、〇〇〇	四一五、〇〇〇	四一五、〇〇〇
常勤の監査委員	常勤の監査委員	二二一、〇〇〇	二二一、〇〇〇	二二一、〇〇〇
常勤の監査委員	常勤の監査委員	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇

2) 非常勤の監査委員の一月当たりの勤務日数が八日を超える場合の報酬の額は、前項の規定にかかわらず、代表監査委員にあつては月額三十万四千円、代表監査委員以外の識見を有する者のうちから選任された監査委員及び府議会議員のうちから選任された監査委員にあつては月額二十五万六千円とする。ただし、月の途中において報酬の額に異動を生じた場合の報酬の額は、八日のうち、まずいすれかその額の高い報酬を支給する日の日数に当該報酬の額を乗じて得た額とし、日数になお残余があるときは、当該額に、その残余の日数にその額の低い報酬の額を乗じて得た額を加えて得た額とする。

(支給方法等)

第十一條(略)

2) 常勤の監査委員の手当及び旅費の支給については、この条例に定めるもののほか、知事の事務部局の職員の例による。ただし、職員の退職手当に関する条例第十八条の規定は、適用しない。

(大阪府人事委員会条例の一部改正)

第二条 大阪府人事委員会条例(昭和二十六年大阪府条例第二十三号)の一部を

次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

(給料及び報酬)  
第三条 (略)

区	分	給料又は報酬の額		
		常勤の委員	非常勤の委員	常勤の委員
委員長である委員	その他の委員	委員長である委員	その他の委員	常勤の委員
月額 八一〇、〇〇〇	月額 六七〇、〇〇〇	月額 六七〇、〇〇〇	月額 三八、〇〇〇	月額 三一、〇〇〇
円	円	円	円	円

2 非常勤の委員の一月当たりの勤務日数が八日を超過する場合の報酬の額は、前項の規定にかかる、委員長である委員につては月額三十万四千円、その他の委員につては月額二十五万六千円とする。ただし、月の途中において報酬の額に異動を生じた場合の報酬の額は、八日のうち、まことにそれがその額の高い報酬を支給する日の日数に当該報酬の額を乗じて得た額とし、日数にお残余があるときは、当該額に、その残余の日数にその額の低い報酬の額を乗じて得た額を加えて得た額とする。

(支給方法等)

第七条 (略)  
常勤の委員の手当及び旅費の支給については、この条例に定めるもののほか、知事の事務部局の職員の例による。ただし、職員の退職手当に関する条例第十八条の規定は、適用しない。

(大阪府教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正)  
第四条 大阪府教育委員会の教育長の給与等に関する条例(昭和二十二年大阪府条例第十八号)第六条の規定は、教育長の退職手当について準用する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正前

区	分	給料又は報酬の額(月額)		
		常勤の委員	非常勤の委員	常勤の委員
委員長である委員	その他の委員	委員長である委員	その他の委員	常勤の委員
九一〇、〇〇〇	七四〇、〇〇〇	九一〇、〇〇〇	七四〇、〇〇〇	九一〇、〇〇〇
円	円	円	円	円

(給料及び報酬)  
第三条 (略)

区	分	給料又は報酬の額		
		常勤の委員	非常勤の委員	常勤の委員
委員長である委員	その他の委員	委員長である委員	その他の委員	常勤の委員
月額 八一〇、〇〇〇	月額 六七〇、〇〇〇	月額 六七〇、〇〇〇	月額 三八、〇〇〇	月額 三一、〇〇〇
円	円	円	円	円

(支給方法等)

第七条 (略)  
常勤の委員の手当及び旅費の支給については、この条例に定めるもののほか、知事の事務部局の職員の例による。ただし、職員の退職手当に関する条例(昭和四十年大阪府条例第四号)第十八条の規定は、適用しない。

改正後

改正前

(給料)  
第二条 教育長の給料の額は、月額八十四万円とする。

(給料)  
第二条 教育長の給料の額は、月額九十三万円とする。

(手当)  
第三条 (略)

(手当)  
第三条 (略)

3 知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例(昭和二十二年大阪府条例第十八号)第六条の規定は、教育長の退職手当について準用する。

この場合において、同条第一項中「それぞれ次の表に掲げる割合」とあるのは、「百分の三十五」と読み替えるものとする。

## 附 則

## (退職手当の特例)

2 当分の間、教育長の退職手当の額は、第三条第三項の規定により計算した額に百分の五十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とする。

## (大阪府教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第五条 大阪府教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和二十三年大阪府条例第一百二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

		改正後		改正前	
(報酬)		(報酬)		(報酬)	
区	分	区	分	区	分
委員長である委員	報酬の額(日額)	三八、〇〇〇円		三六五、〇〇〇円	

2 委員の一月当たりの勤務日数が八日を超える場合の報酬の額は、前項の規定にかかわらず、委員長である委員にあっては月額三十万四千円、その他の委員にあっては月額二十五万六千円とする。ただし、月の途中において報酬の額に異動を生じた場合は、八日のうち、まずいずれかその額の高い報酬を支給する日の日数に当該報酬の額を乗じて得た額とし、日数になお残余があるときは、当該額に、その残余の日数にその額の低い報酬の額を乗じて得た額を加えて得た額とする。

## (選挙管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第六条 選挙管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和二十一年大阪府条例第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

		改正後		改正前	
(報酬)		(報酬)		(報酬)	
区	分	区	分	区	分
委員長である委員	報酬の額(月額)	三八、〇〇〇円		三六五、〇〇〇円	

## 附 則

## (退職手当の特例)

2 当分の間、教育長の退職手当の額は、第三条第三項の規定により計算した額に百分の八十五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とする。

その他の委員 三一、〇〇〇

その他の委員 二九〇、〇〇〇

2 委員の一月当たりの勤務日数が八日を超える場合の報酬の額は、前項の規定にかかわらず、委員長である委員にあつては月額三十万四千円、そ

の他の委員にあつては月額二十五万六千円とする。ただし、月の途中において報酬の額に異動を生じた場合の報酬の額は、八日のうち、まずいずれかその額の高い報酬を支給する日の日数に当該報酬の額を乗じて得た額とし、日数になお残余があるときは、当該額に、その残余の日数にその額の低い報酬の額を乗じて得た額を加えて得た額とする。

3 臨時に補充した委員の報酬の額は、日額一万三千円とする。

第三条 臨時に補充した委員の報酬は、出席日数に応じてその都度、支給する。

(大阪府労働委員会の委員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)  
第七条 大阪府労働委員会の委員等の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和二十六年大阪府条例第十号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		
(報酬) 第二条 (略)		
区	分	報酬の額(日額)
会長である委員		三八、〇〇〇 円
公益委員		三一、〇〇〇
労働者委員		三一、〇〇〇
使用者委員		三一、〇〇〇

改正前		
(報酬) 第二条 (略)		
区	分	報酬の額(月額)
会長である委員		三六五、〇〇〇 円
公益委員		二九〇、〇〇〇
労働者委員		二三〇、〇〇〇
使用者委員		二三〇、〇〇〇

2 臨時に補充した委員の報酬の額は、日額一万円とする。

第三条 委員(臨時に補充した委員を除く。)の報酬は毎月下旬に、臨時に補充した委員の報酬は出席日数に応じてその都度、支給する。

2 委員の一月当たりの勤務日数が八日を超える場合の報酬の額は、前項の規定にかかわらず、会長である委員にあつては月額三十万四千円、公益委員、労働者委員及び使用者委員にあつては月額二十五万六千円とする。ただし、月の途中において報酬の額に異動を生じた場合の報酬の額は、八日のうち、まずいずれかその額の高い報酬を支給する日の日数に当該報酬の額を乗じて得た額とし、日数になお残余があるときは、当該額に、その残余の日数にその額の低い報酬の額を乗じて得た額を加えて得た額とする。

3 特別調整委員の報酬の額は、日額一万三千円とする。

4 あつせん員の報酬の額は、日額一万三千円とする。

2 特別調整委員の報酬の額は、月額九万七千円とする。

3 あつせん員の報酬の額は、日額一万円とする。

(大阪府収用委員会の委員及び予備委員、あつせん委員並びに仲裁委員の報酬及び費用弁償並びに鑑定人及び参考人の手当及び実費弁償に関する条例の一部改正)

第八条 大阪府収用委員会の委員及び予備委員、あつせん委員並びに仲裁委員の報酬及び費用弁償並びに鑑定人及び参考人の手当及び実費弁償に関する条例（昭和二十六年大阪府条例第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

第二条 (略)		第二条 (略)	
区分	分	報酬の額(日額)	報酬の額
会長である委員		三八、〇〇〇円	
その他の委員		三一、〇〇〇	
予 備 委 員		一三、〇〇〇	
あつせん委員		一三、〇〇〇	
仲 裁 委 員		一三、〇〇〇	

第二条 (略)		第二条 (略)	
区分	分	報酬の額	報酬の額
会長である委員		月額 三六五、〇〇〇円	
その他の委員		月額 二九〇、〇〇〇	
予 備 委 員		日額 一四、〇〇〇	
あつせん委員		日額 一四、〇〇〇	
仲 裁 委 員		日額 一四、〇〇〇	

2) 委員の一月当たりの勤務日数が八日を超える場合の報酬の額は、前項の規定にかかわらず、会長である委員にあつては月額三十万四千円、その他の委員にあつては月額二十五万六千円とする。ただし、月の途中において報酬の額に異動を生じた場合の報酬の額は、八日のうち、まずいずれかその額の高い報酬を支給する日の日数に当該報酬の額を乗じて得た額とし、日数になお残余があるときは、当該額に、その残余の日数にその額の低い報酬の額を乗じて得た額を加えて得た額とする。

(鑑定人及び参考人の手当)

第七条 (略)  
2 参考人の手当は、一日につき三千八百円を超えない範囲内において、その都度委員会が定める額とする。

(鑑定人及び参考人の手当)

第七条 (略)  
2 参考人の手当は、一日につき四千二百円を超えない範囲内において、その都度委員会が定める額とする。

(大阪海区漁業調整委員会の委員及び専門委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第九条 大阪海区漁業調整委員会の委員及び専門委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和二十七年大阪府条例第四十六号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

第一条 (報酬) (略)

区	分	報酬の額(月額)
会長である委員		九七、〇〇〇円
その他の委員		八二、〇〇〇円

第二条 (報酬) (略)

区	分	報酬の額(日額)
会長である委員		三八、〇〇〇円
その他の委員		三一、〇〇〇円

2 委員等の一月当たりの勤務日数が八日を超える場合の報酬の額は、前項の規定にかかわらず、会長である委員につきては月額三十万四千円、その他の委員及び専門委員につきては月額二十五万六千円とする。ただし、月の途中において報酬の額に異動を生じた場合の報酬の額は、八日のうち、まずいすれかその額の高い報酬を支給する日の日数に当該報酬の額を乗じて得た額とし、日数にお残余があるときは、当該額に、その残余の日数にその額の低い報酬の額を乗じて得た額を加えて得た額とする。

第十条 大阪府内水面漁場管理委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

(昭和二十七年大阪府条例第四十七号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(報酬) 第二条 (略)		(報酬) 第二条 (略)	
区	分	報酬の額(日額)	報酬の額(月額)
会長である委員		三八、〇〇〇円	四九、〇〇〇円
その他の委員		三一、〇〇〇	三六、〇〇〇

2 委員の一月当たりの勤務日数が八日を超える場合の報酬の額は、前項の規定にかかわらず、会長である委員につきては月額三十万四千円、その他の委員につきては月額二十五万六千円とする。ただし、月の途中において報酬の額に異動を生じた場合の報酬の額は、八日のうち、まずいすれかその額の高い報酬を支給する日の日数に当該報酬の額を乗じて得た額とし、日数にお残余があるときは、当該額に、その残余の日数にその額の低い報酬の額を乗じて得た額を加えて得た額とする。

(大阪府公安委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第十一條 大阪府公安委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和二十九年大阪府条例第二十八号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

(報酬)		改正後		改正前	
第二条	(略)	区	分	区	分
委員長である委員				委員長である委員	
その他の委員	三一〇〇〇			その他の委員	三一〇〇〇

2 委員の一月当たりの勤務日数が八日を超える場合の報酬の額は、前項の規定にかかわらず、委員長である委員にあつては月額三十万四千円、その他委員にあつては月額二十五万六千円とする。ただし、月の途中において報酬の額に異動を生じた場合の報酬の額は、八日のうち、まずいずれかその額の高い報酬を支給する日の日数に当該報酬の額を乗じて得た額とし、日数になお残余があるときは、当該額に、その残余の日数にその額の低い報酬の額を乗じて得た額を加えて得た額とする。

(大阪府地方独立行政法人評価委員会条例の一部改正)

第十二条 大阪府地方独立行政法人評価委員会条例(平成十六年大阪府条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

(報酬)		改正後		改正前	
第八条	委員等の報酬の額は、日額九千六百円とする。	第八条	委員等の報酬の額は、日額一万七百円とする。	第八条	委員等の報酬の額は、日額九千百円とする。
2・3	(略)	2・3	(略)	2・3	(略)

(大阪府自治紛争処理委員の報酬及び費用弁償並びに委員の求めに応じて出頭した当事者及び関係人の実費弁償に関する条例の一部改正)

第十三条 大阪府自治紛争処理委員の報酬及び費用弁償並びに委員の求めに応じて出頭した当事者及び関係人の実費弁償に関する条例(昭和二十七年大阪府条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

(報酬)		改正後		改正前	
第二条	委員の報酬の額は、一日につき八千二百円	第二条	委員の報酬の額は、一日につき九千百円を	第二条	委員の報酬の額は、一日につき九千百円を

を超えない範囲内において知事が定める額とする。  
を超えない範囲内において知事が定める額とする。

(大阪府固定資産評価審議会条例の一部改正)

第十四条 大阪府固定資産評価審議会条例(昭和三十七年大阪府条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(報酬) 第五条 委員の報酬の額は、日額九千六百円とする。 2・3 (略)	(報酬) 第五条 委員の報酬の額は、日額一万七百円とする。 2・3 (略)

(大阪府公益認定等委員会条例の一部改正)

第十五条 大阪府公益認定等委員会条例(平成十九年大阪府条例第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(報酬) 第十二条 委員及び専門委員(以下「委員等」とい う。)の報酬の額は、日額九千六百円とする。 2・3 (略)	(報酬) 第十二条 委員及び専門委員(以下「委員等」とい う。)の報酬の額は、日額一万七百円とする。 2・3 (略)

(大阪府防災会議条例の一部改正)

第十六条 大阪府防災会議条例(昭和三十七年大阪府条例第二十九号)の一部を

次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(報酬) 第五条 委員及び専門委員の報酬の額は、日額九千六百円とし、幹事の報酬の額は、日額八千二百円とする。 2・3 (略)	(報酬) 第五条 委員及び専門委員の報酬の額は、日額一万七百円とし、幹事の報酬の額は、日額九千百円とする。 2・3 (略)

(大阪府国民保護協議会条例の一部改正)

第十七条 大阪府国民保護協議会条例(平成十七年大阪府条例第九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(報酬) 第七条 委員及び専門委員（以下「委員等」という。）の報酬の額は、日額九千六百円とし、幹事の報酬の額は、日額八千二百円とする。 2・3 (略)	(報酬) 第七条 委員及び専門委員（以下「委員等」という。）の報酬の額は、日額一万七百円とし、幹事の報酬の額は、日額九千百円とする。 2・3 (略)
(大阪府石油コンビナート等防災本部条例の一部改正) 第十八条 大阪府石油コンビナート等防災本部条例（昭和五十一年大阪府条例第八十五号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。	

改正後	改正前
(趣旨) 第一条 この条例は、石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号。以下「法」という。）第二十八条第九項の規定に基づき大阪府石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）の組織及び運営に関する事項を定め、併せて防災本部の本部長、本部員、専門員及び幹事（以下「本部員等」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定めるものとする。	(趣旨) 第一条 この条例は、石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号。以下「法」という。）第二十八条第八項の規定に基づき大阪府石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）の組織及び運営に関する事項を定め、併せて防災本部の本部長、本部員、専門員及び幹事（以下「本部員等」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定めるものとする。
(報酬) 第五条 本部員及び専門員の報酬の額は、日額九千六百円とし、幹事の報酬の額は、日額六千五百円とする。 2・3 (略)	(報酬) 第五条 本部員及び専門員の報酬の額は、日額一万七百円とし、幹事の報酬の額は、日額六千八百円とする。 2・3 (略)

改正後	改正前
(報酬) 第二条 委員の報酬の額は、日額八千二百円とする。 2・3 (略)	(報酬) 第二条 委員の報酬の額は、日額九千百円とする。 2・3 (略)

第二十条 大阪府社会福祉審議会条例（平成十二年大阪府条例第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(報酬) 第三条 審議会の委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）の報酬の額は、日額九千六百円とする。 2・3 （略）	(報酬) 第三条 審議会の委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）の報酬の額は、日額一万七百円とする。 2・3 （略）

（大阪府精神保健福祉審議会条例の一部改正）

第二十一条 大阪府精神保健福祉審議会条例（昭和四十年大阪府条例第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(報酬) 第七条 委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）の報酬の額は、日額八千二百円とする。 2・3 （略）	(報酬) 第七条 委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）の報酬の額は、日額九千百円とする。 2・3 （略）

（大阪府感染症の診査に関する協議会条例の一部改正）

第二十二条 大阪府感染症の診査に関する協議会条例（平成十一年大阪府条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(報酬) 第八条 委員の報酬の額は、日額八千二百円とする。 2・3 （略）	(報酬) 第八条 委員の報酬の額は、日額九千百円とする。 2・3 （略）

（大阪府障害者施策推進協議会条例の一部改正）

第二十三条 大阪府障害者施策推進協議会条例（昭和四十六年大阪府条例第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(報酬) 第五条 委員等の報酬の額は、日額九千六百円とする。  
2・3 (略)

(報酬) 第五条 委員等の報酬の額は、日額一万七百円とする。  
2・3 (略)

(大阪府障害者介護給付費等不服審査会条例の一部改正)

第二十四条 大阪府障害者介護給付費等不服審査会条例（平成十八年大阪府条例第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(報酬) 第四条 委員の報酬の額は、日額九千六百円とする。 2・3 (略)	(報酬) 第四条 委員の報酬の額は、日額一万七百円とする。 2・3 (略)

(大阪府介護保険審査会の公益代表委員の定数並びに委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第二十五条 大阪府介護保険審査会の公益代表委員の定数並びに委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成十一年大阪府条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(委員等の報酬) 第三条 委員等の報酬の額は、委員の場合にあつては日額九千六百円とし、専門調査員の場合にあつては日額六千百円とする。 2・3 (略)	(委員等の報酬) 第三条 委員等の報酬の額は、委員の場合にあつては日額一万七百円とし、専門調査員の場合にあつては日額六千八百円とする。 2・3 (略)

(大阪府生活衛生適正化審議会条例の一部改正)

第二十六条 大阪府生活衛生適正化審議会条例（平成十二年大阪府条例第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(報酬) 第七条 委員及び専門委員（以下「委員等」という。）の報酬の額は、日額八千二百円とする。 2・3 (略)	(報酬) 第七条 委員及び専門委員（以下「委員等」という。）の報酬の額は、日額九千百円とする。 2・3 (略)

(大阪府小売商業紛争調停員の報酬及び費用弁償並びに調停員の求めに応じて出頭した参考人の実費弁償に関する条例の一部改正)

第二十七条 大阪府小売商業紛争調停員の報酬及び費用弁償並びに調停員の求めに応じて出頭した参考人の実費弁償に関する条例（昭和三十四年大阪府条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（報酬）</p> <p>第二条 調停員の報酬の額は、日額八千二百円とする。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（報酬）</p> <p>第二条 調停員の報酬の額は、日額九千百円とする。</p> <p>2・3 （略）</p>

（大阪府環境審議会条例の一部改正）

第二十八条 大阪府環境審議会条例（平成六年大阪府条例第七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（報酬）</p> <p>第八条 委員、臨時委員及び専門委員の報酬の額は、日額九千六百円とし、幹事の報酬の額は、日額六千百円とする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（報酬）</p> <p>第八条 委員、臨時委員及び専門委員の報酬の額は、日額一万七百円とし、幹事の報酬の額は、日額六千八百円とする。</p> <p>2 （略）</p>

（大阪府自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会条例の一部改正）

第二十九条 大阪府自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会条例（平成四年大阪府条例第四十五号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（報酬）</p> <p>第六条 委員の報酬の額は、日額九千六百円とし、幹事の報酬の額は、日額六千百円とする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（報酬）</p> <p>第六条 委員の報酬の額は、日額一万七百円とし、幹事の報酬の額は、日額六千八百円とする。</p> <p>2 （略）</p>

（大阪府中央卸売市場業務規程の一部改正）

第三十条 大阪府中央卸売市場業務規程（昭和五十二年大阪府条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
(報酬) 第六十七条の八 委員の報酬の額は、日額八千二百円とする。 2・3 (略)		(報酬) 第六十七条の八 委員の報酬の額は、日額九千百円とする。 2・3 (略)

#### (大阪府地方港湾審議会条例の一部改正)

第三十一条 大阪府地方港湾審議会条例（昭和四十九年大阪府条例第十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
(報酬) 第九条 委員、臨時委員及び専門委員の報酬の額は、日額九千六百円とし、幹事の報酬の額は、日額六千百円とする。 2 (略)		(報酬) 第九条 委員、臨時委員及び専門委員の報酬の額は、日額一万七百円とし、幹事の報酬の額は、日額六千八百円とする。 2 (略)

#### (大阪府都市計画審議会条例の一部改正)

第三十二条 大阪府都市計画審議会条例（昭和四十四年大阪府条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
(報酬) 第七条 委員等の報酬の額は、日額九千六百円とする。 2・3 (略)		(報酬) 第七条 委員等の報酬の額は、日額一万七百円とする。 2・3 (略)

#### (大阪府国土利用計画審議会条例の一部改正)

第三十三条 大阪府国土利用計画審議会条例（昭和四十九年大阪府条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
(報酬) 第七条 委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）		(報酬) 第七条 委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）

(大阪府土地利用審査会条例の一部改正)  
2・3 (略) の報酬の額は、日額九千六百円とする。

2・3 (略) の報酬の額は、日額一万七百円とする。

(大阪府土地利用審査会条例 (昭和四十九年大阪府条例第三十八号))  
第三十四条 大阪府土地利用審査会条例 (昭和四十九年大阪府条例第三十八号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(報酬) 第五条 委員の報酬の額は、日額九千六百円とし、幹事の報酬の額は、日額八千二百円とする。 2・3 (略)	(報酬) 第五条 委員及び特別委員の報酬の額は、日額九千六百円とし、幹事の報酬の額は、日額八千二百円とする。 2・3 (略)
(報酬) 第六条 委員の報酬の額は日額九千六百円とし、幹事の報酬の額は日額八千二百円とする。 2・3 (略)	(報酬) 第六条 委員及び特別委員の報酬の額は、日額一万七百円とし、幹事の報酬の額は、日額九千百円とする。 2・3 (略)

(大阪府交通安全対策会議条例の一部改正)

第三十五条 大阪府交通安全対策会議条例(昭和四十五年大阪府条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(報酬) 第五条 委員及び特別委員の報酬の額は、日額九千六百円とし、幹事の報酬の額は、日額八千二百円とする。 2・3 (略)	(報酬) 第五条 委員及び特別委員の報酬の額は、日額一万七百円とし、幹事の報酬の額は、日額九千百円とする。 2・3 (略)
(報酬) 第六条 委員の報酬の額は日額九千六百円とし、幹事の報酬の額は日額八千二百円とする。 2・3 (略)	(報酬) 第六条 委員の報酬の額は日額一万七百円とし、幹事の報酬の額は日額九千百円とする。 2・3 (略)

(大阪府水防協議会条例の一部改正)

第三十六条 大阪府水防協議会条例(平成十二年大阪府条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(報酬) 第六条 委員の報酬の額は日額九千六百円とし、幹事の報酬の額は日額八千二百円とする。 2・3 (略)	(報酬) 第六条 委員の報酬の額は日額一万七百円とし、幹事の報酬の額は日額九千百円とする。 2・3 (略)
(報酬) 第六条 委員の報酬の額は日額九千六百円とし、幹事の報酬の額は日額八千二百円とする。 2・3 (略)	(報酬) 第六条 委員の報酬の額は日額一万七百円とし、幹事の報酬の額は日額九千百円とする。 2・3 (略)

(大阪府事業認定審議会条例の一部改正)

第三十七条 大阪府事業認定審議会条例(平成十四年大阪府条例第七十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
(報酬) 第六条 委員及び専門委員(以下「委員等」という。) の報酬の額は、日額九千六百円とする。 2・3 (略)	(報酬) 第六条 委員及び専門委員(以下「委員等」という。) の報酬の額は、日額一万七百円とする。 2・3 (略)	

(大阪府建築審査会条例の一部改正)

第三十八条 大阪府建築審査会条例（昭和二十五年大阪府条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
(報酬及び費用弁償) 第六条 委員の報酬の額は、日額九千六百円とする。 2・6 (略)	(報酬及び費用弁償) 第六条 委員の報酬の額は、日額一万七百円とする。 2・6 (略)	

(大阪府開発審査会条例の一部改正)

第三十九条 大阪府開発審査会条例（昭和四十四年大阪府条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
(報酬) 第五条 委員の報酬の額は、日額九千六百円とする。 2・3 (略)	(報酬) 第五条 委員の報酬の額は、日額一万七百円とする。 2・3 (略)	

(大阪府スポーツ推進審議会条例の一部改正)

第四十条 大阪府スポーツ推進審議会条例（昭和三十七年大阪府条例第六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
(報酬) 第六条 委員の報酬の額は、日額八千二百円とする。	(報酬) 第六条 委員の報酬の額は、日額九千百円とする。	

2・3 (略)

2・3 (略)

(大阪府社会教育委員条例の一部改正)

第四十一条 大阪府社会教育委員条例（昭和三十四年大阪府条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬) 第四条 委員の報酬の額は、日額八千二百円とする。 2・3 (略)</p>	<p>(報酬) 第四条 委員の報酬の額は、日額九千百円とする。 2・3 (略)</p>

(大阪府文化財保護審議会条例の一部改正)

第四十二条 大阪府文化財保護審議会条例（昭和五十年大阪府条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬) 第六条 委員の報酬の額は、日額八千二百円とす る。 2・3 (略)</p>	<p>(報酬) 第六条 委員の報酬の額は、日額九千百円とする。 2・3 (略)</p>

(大阪府警察署協議会条例の一部改正)

第四十三条 大阪府警察署協議会条例（平成十三年大阪府条例第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬) 第五条 委員の報酬の額は、日額八千二百円とす る。 2・3 (略)</p>	<p>(報酬) 第五条 委員の報酬の額は、日額九千百円とする。 2・3 (略)</p>

(大阪府留置施設視察委員会条例の一部改正)

第四十四条 大阪府留置施設視察委員会条例（平成十九年大阪府条例第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

(知事等の給料、報酬、期末手当等の特例に関する条例の一部改正)  
**第四十五条 知事等の給料、報酬、期末手当等の特例に関する条例**（平成二十三年大阪府条例第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前	改正後	改正前
(報酬)	委員の報酬の額は、日額一万六千五百円とする。	委員の報酬の額は、日額一万八千三百円とする。	(報酬)	委員の報酬の額は、日額一万六千五百円とする。
2・3	(略)	(略)	2・3	(略)
(人事委員会の委員の給料、報酬及び期末手当の特例)	(監査委員の給料、報酬及び期末手当の特例)	(監査委員の給料、報酬及び期末手当の特例)	(人事委員会の委員の給料、報酬及び期末手当の特例)	(教育委員会の委員の報酬の特例)
第六条 大阪府人事委員会の委員の給料及び報酬の額は、特例期間において、大阪府人事委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和二十六年大阪府条例第二十三号。次項において「条例」という。）第三条の規定にかかるわらず、同条に定める額から、常勤の委員にあつてはその百分の二十、非常勤の監査委員にあつてはそれぞれそれぞれその百分の三に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。	第二条 大阪府監査委員の給料及び報酬の額は、特例期間において、大阪府監査委員条例（昭和三十九年大阪府条例第十四号。次項において「条例」という。）第七条の規定にかかるわらず、同条に定める額から、常勤の監査委員にあつてはその百分の二十、非常勤の監査委員にあつてはそれぞれそれぞれその百分の三に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。	第二条 大阪府監査委員の給料及び報酬の月額は、特例期間において、大阪府監査委員条例（昭和三十九年大阪府条例第十四号。次項において「条例」という。）第七条の規定にかかるわらず、同条に定める額から、常勤の監査委員にあつてはその百分の二十に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。	第六条 大阪府教育委員会の委員の報酬の月額は、特例期間において、大阪府教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和二十三年大阪府条例第二十四号）第二条の規定にかかるわらず、同条に定める額から、常勤の委員にあつてはその百分の二十に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。	(選挙管理委員の報酬の特例)
第七条 選挙管理委員の報酬の額は、特例期間において、選挙管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和二十一年大阪府条例第八号）第二条の規定にかかるわらず、同条に定める額から、常勤の委員にあつてはその百分の三に相当する額を減じた額とする。	2 (略)	2 (略)	第六条 大阪府教育委員会の委員の報酬の月額は、特例期間において、大阪府教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和二十三年大阪府条例第二十四号）第二条の規定にかかるわらず、同条に定める額から、常勤の委員にあつてはその百分の二十に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。	(選挙管理委員の報酬の特例)
(選挙管理委員の報酬の特例)	(選挙管理委員の報酬の特例)	(選挙管理委員の報酬の特例)	(選挙管理委員の報酬の特例)	(選挙管理委員の報酬の特例)
第七条 選挙管理委員の報酬の額は、特例期間において、選挙管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和二十一年大阪府条例第八号）第二条の規定にかかるわらず、同条に定める額から、常勤の委員にあつてはその百分の二十に相当する額を減じた額とする。	2 (略)	2 (略)	第六条 大阪府教育委員会の委員の報酬の月額は、特例期間において、大阪府教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和二十三年大阪府条例第二十四号）第二条の規定にかかるわらず、同条に定める額から、常勤の委員にあつてはその百分の二十に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。	(選挙管理委員の報酬の特例)

（教育委員会の委員の報酬の特例）

第六条 大阪府教育委員会の委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和二十一年大阪府条例第八号）第二条の規定にかかるわらず、同条に定める額から、常勤の委員にあつてはその百分の三に相当する額を減じた額とする。

（選挙管理委員の報酬の特例）

第六条 大阪府選挙管理委員の報酬の額は、特例期間において、選挙管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和二十一年大阪府条例第八号）第二条の規定にかかるわらず、同条に定める額から、常勤の委員にあつてはその百分の三に相当する額を減じた額とする。

(労働委員会の委員等の報酬の特例)

第八条 大阪府労働委員会の委員、特別調整委員及びあつせん員の報酬の額は、特例期間において、大阪府労働委員会の委員等の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和二十六年大阪府条例第十号）第二条の規定にかかわらず、同条に定める額からそれぞれその百分の三に相当する額を減じた額とする。

(収用委員会の委員等の報酬等の特例)

第九条 大阪府収用委員会の委員及び予備委員、あつせん委員並びに仲裁委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府収用委員会の委員及び予備委員、あつせん委員並びに仲裁委員の報酬及び費用弁償並びに鑑定人及び参考人の手当及び実費弁償に関する条例（昭和二十六年大阪府条例第五十号。次項において「条例」という。）第二条の規定にかかわらず、同条に定める額からそれぞれの百分の三に相当する額を減じた額とする。

2 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）

第六十五条第一項第一号の参考人の手当の額は、特例期間において、条例第七条第二項の規定にいかわらず、一日につき三千六百八十六円を超えない範囲内において、その都度大阪府収用委員会が定める額とする。

(労働委員会の委員等の報酬の特例)

第八条 大阪府労働委員会の委員、特別調整委員及びあつせん員の報酬の額は、特例期間において、大阪府労働委員会の委員等の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和二十六年大阪府条例第十号）第二条の規定にかかわらず、同条に定める額からそれぞれその百分の二十に相当する額を減じた額とする。

(収用委員会の委員等の報酬等の特例)

第九条 大阪府収用委員会の委員及び予備委員、あつせん委員並びに仲裁委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府収用委員会の委員及び予備委員、あつせん委員並びに仲裁委員の報酬及び費用弁償並びに鑑定人及び参考人の手当及び実費弁償に関する条例（昭和二十六年大阪府条例第五十号。次項において「条例」という。）第二条の規定にかかわらず、同条に定める額からそれぞれの百分の二十に相当する額を減じた額とする。

2 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）

第六十五条第一項第一号の参考人の手当の額は、特例期間において、条例第七条第二項の規定にいかわらず、一日につき三千三百六十円を超えない範囲内において、その都度大阪府収用委員会が定める額とする。

(海区漁業調整委員会の委員等の報酬の特例)

第十一条 大阪府内水面漁場管理委員会の委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府内水面漁場管理委員会の委員及び専門委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和二十七年大阪府条例第四十六号）第二条の規定にかかわらず、同条に定める額からそれぞれその百分の三に相当する額を減じた額とする。

(内水面漁場管理委員会の委員の報酬の特例)

第十二条 大阪府内水面漁場管理委員会の委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府内水面漁場管理委員会の委員及び専門委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和二十七年大阪府条例第四十六号）第二条の規定にかかわらず、同条に定める額からそれぞれその百分の三に相当する額を減じた額とする。

(海区漁業調整委員会の委員等の報酬の特例)

第十一条 大阪府内水面漁場管理委員会の委員及び専門委員の報酬の月額は、特例期間において、大阪海区漁業調整委員会の委員及び専門委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和二十七年大阪府条例第四十六号）第二条の規定にかかわらず、同条に定める額からそれぞれその百分の二十に相当する額を減じた額とする。

(内水面漁場管理委員会の委員の報酬の特例)

第十二条 大阪府内水面漁場管理委員会の委員の報酬の月額は、特例期間において、大阪府内水面漁場管理委員会の委員及び専門委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和二十七年大阪府条例第四十六号）第二条の規定にかかわらず、同条に定める額からそれぞれその百分の二十に相当する額を減じた額とする。

(公安委員会の委員の報酬の特例)

第十二条 大阪府公安委員会の委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府公安委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和二十九年大阪府条例第二十八号）第二条の規定にかかわらず、同条に定める額からそれぞれその百分の三に相当する額を減じた額とする。

(公安委員会の委員の報酬の特例)

第十二条 大阪府公安委員会の委員の報酬の月額は、特例期間において、大阪府公安委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和二十九年大阪府条例第二十八号）第二条の規定にかかわらず、同条に定める額からそれぞれその百分の二十に相当する額を減じた額とする。

(大阪府地方独立行政法人評価委員会の委員等の報酬の特例)

第十三条 大阪府地方独立行政法人評価委員会の委員、専門委員及び臨時委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府地方独立行政法人評価委員会条例（平成十六年大阪府条例第二号）第八条第一項の規定にかかわらず、日額九千四百円とす

第十三条 大阪府地方独立行政法人評価委員会の委員、専門委員及び臨時委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府地方独立行政法人評価委員会条例（平成十六年大阪府条例第二号）第八条第一項の規定にかかわらず、日額一万四百円とす

る。

(大阪府自治紛争処理委員の報酬の特例)

第十四条 大阪府自治紛争処理委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府自治紛争処理委員の報酬及び費用弁償並びに委員の求めに応じて出頭した当事者及び関係人の実費弁償に関する条例(昭和二十七年大阪府条例第四十四号)第二条の規定にかかわらず、一日につき八千円を超えない範囲内において知事が定める額とする。

(大阪府固定資産評価審議会の委員の報酬の特例)

第十五条 大阪府固定資産評価審議会の委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府固定資産評価審議会条例(昭和三十七年大阪府条例第二十八号)第五条第一項の規定にかかわらず、日額九千四百円とする。

(大阪府公益認定等委員会の委員の報酬の特例)  
第十六条 大阪府公益認定等委員会の委員及び幹事の報酬の額は、特例期間において、大阪府防災會議条例(昭和三十七年大阪府条例第二十九号)第五条第一項の規定にかかわらず、委員及び専門委員にあつては日額九千四百円、幹事にあつては日額八千円とする。

(大阪府防災会議の委員等の報酬の特例)

第十七条 大阪府防災会議の委員、専門委員及び幹事の報酬の額は、特例期間において、大阪府防災會議条例(昭和三十七年大阪府条例第二十九号)第五条第一項の規定にかかわらず、委員及び専門委員にあつては日額九千四百円、幹事にあつては日額八千円とする。

(大阪府国民保護協議会の委員等の報酬の特例)

第十八条 大阪府国民保護協議会の委員、専門委員及び幹事の報酬の額は、特例期間において、大阪府国民保護協議会条例(平成十七年大阪府条例第九号)第七条第一項の規定にかかわらず、委員及び専門委員にあつては日額九千四百円、幹事にあつては日額八千円とする。

(大阪府石油コンビナート等防災本部の本部員等の報酬の特例)

第十九条 大阪府石油コンビナート等防災本部の本部員、専門員及び幹事の報酬の額は、特例期間において、大阪府石油コンビナート等防災本部条例(昭和五十一年大阪府条例第八十五号)第五条第一項の規定にかかわらず、本部員及び専門員にあつては日額九千四百円、幹事にあつては日額六千円とする。

(大阪府私立学校の委員の報酬の特例)

第二十条 大阪府私立学校審議会の委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府私立学校審議会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和二十五年大阪府条例第十七号)第二条第一項の規定にかかわらず、日額八千円とする。

(大阪府社会福祉審議会の委員等の報酬の特例)

第二十一条 大阪府社会福祉審議会の委員及び臨

る。

(大阪府自治紛争処理委員の報酬の特例)

第十四条 大阪府自治紛争処理委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府自治紛争処理委員の報酬及び費用弁償並びに委員の求めに応じて出頭した当事者及び関係人の実費弁償に関する条例(昭和二十七年大阪府条例第四十四号)第二条の規定にかかわらず、一日につき八千九百円を超えない範囲内において知事が定める額とする。

(大阪府固定資産評価審議会の委員の報酬の特例)

第十五条 大阪府固定資産評価審議会の委員及び幹事の報酬の額は、特例期間において、大阪府固定資産評価審議会条例(昭和三十七年大阪府条例第二十八号)第五条第一項の規定にかかわらず、日額一万四百円とする。

(大阪府防災会議の委員等の報酬の特例)  
第十六条 大阪府防災会議の委員、専門委員及び幹事の報酬の額は、特例期間において、大阪府防災會議条例(昭和三十七年大阪府条例第二十九号)第五条第一項の規定にかかわらず、委員及び専門委員にあつては日額一万四百円、幹事にあつては日額八千九百円とする。

(大阪府国民保護協議会の委員等の報酬の特例)

第十七条 大阪府国民保護協議会の委員、専門委員及び幹事の報酬の額は、特例期間において、大阪府国民保護協議会条例(平成十七年大阪府条例第九号)第七条第一項の規定にかかわらず、委員及び専門委員にあつては日額一万四百円、幹事にあつては日額八千九百円とする。

(大阪府石油コンビナート等防災本部の本部員等の報酬の特例)  
第十九条 大阪府石油コンビナート等防災本部の本部員、専門員及び幹事の報酬の額は、特例期間において、大阪府石油コンビナート等防災本部条例(昭和五十一年大阪府条例第八十五号)第五条第一項の規定にかかわらず、本部員及び専門員にあつては日額一万四百円、幹事にあつては日額六千円とする。

(大阪府私立学校の委員の報酬の特例)

第二十条 大阪府私立学校審議会の委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府私立学校審議会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和二十五年大阪府条例第十七号)第二条第一項の規定にかかわらず、日額八千九百円とする。

(大阪府社会福祉審議会の委員等の報酬の特例)

第二十一条 大阪府社会福祉審議会の委員及び臨

時委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府社会福祉審議会条例（平成十二年大阪府条例第九号）第三条第一項の規定にかかわらず、日額九千四百円とする。

（大阪府精神保健福祉審議会の委員等の報酬の特例）

第二十二条 大阪府精神保健福祉審議会の委員及び臨時委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府精神保健福祉審議会条例（昭和四十年大阪府条例第四十号）第七条第一項の規定にかかわらず、日額八千円とする。

（大阪府感染症の診査に関する協議会の委員の報酬の特例）

第二十三条 大阪府感染症の診査に関する協議会の委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府感染症の診査に関する協議会条例（平成十一年大阪府条例第二号）第八条第一項の規定にかかわらず、日額八千円とする。

（大阪府障害者施策推進協議会の委員等の報酬の特例）

第二十四条 大阪府障害者施策推進協議会の委員及び専門委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府障害者施策推進協議会条例（昭和四十六年大阪府条例第三号）第五条第一項の規定にかかわらず、日額九千四百円とする。

（大阪府障害者介護給付費等不服審査会の委員の報酬の特例）

第二十五条 大阪府障害者介護給付費等不服審査会の委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府障害者介護給付費等不服審査会条例（平成十八年大阪府条例第三号）第四条第一項の規定にかかわらず、日額九千四百円とする。

（大阪府介護保険審査会の委員等の報酬の特例）

第二十六条 大阪府介護保険審査会の委員及び専門調査員の報酬の額は、特例期間において、大阪府介護保険審査会の公益代表委員の定数並びに委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成十一年大阪府条例第三十四号）第三条第一項の規定にかかるず、委員にあつては日額九千四百円、専門調査員にあつては日額六千円とする。

（大阪府生活衛生適正化審議会の委員等の報酬の特例）

第二十七条 大阪府生活衛生適正化審議会の委員及び専門委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府生活衛生適正化審議会条例（平成十二年大阪府条例第十七号）第七条第一項の規定にかかるず、日額八千円とする。

（小売商業紛争調停員の報酬の特例）

第二十八条 大阪府小売商業紛争調停員の報酬及び費用弁償並びに調停員の求めに応じて出頭した参考人の実費弁償に関する条例（昭和三十四年大阪府条例第三十五号）第一条に規定する調停員の報酬の額は、特例期間において、同条例第二条

時委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府社会福祉審議会条例（平成十二年大阪府条例第九号）第三条第一項の規定にかかるず、日額一万四百円とする。

（大阪府精神保健福祉審議会の委員等の報酬の特例）

第二十二条 大阪府精神保健福祉審議会の委員及び臨時委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府精神保健福祉審議会条例（昭和四十年大阪府条例第四十号）第七条第一項の規定にかかるず、日額八千九百円とする。

（大阪府障害者施策推進協議会の委員等の報酬の特例）

第二十三条 大阪府障害者施策推進協議会の委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府感染症の診査に関する協議会条例（平成十一年大阪府条例第二号）第八条第一項の規定にかかるず、日額八千九百円とする。

（大阪府障害者介護給付費等不服審査会の委員の報酬の特例）

第二十四条 大阪府障害者介護給付費等不服審査会の委員及び専門委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府障害者介護給付費等不服審査会条例（平成十八年大阪府条例第三号）第五条第一項の規定にかかるず、日額一万四百円とする。

（大阪府障害者介護給付費等不服審査会の委員の報酬の特例）

第二十五条 大阪府障害者介護給付費等不服審査会の委員及び専門調査員の報酬の額は、特例期間において、大阪府介護保険審査会の公益代表委員の定数並びに委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成十一年大阪府条例第三十四号）第三条第一項の規定にかかるず、委員にあつては日額一万四百円、専門調査員にあつては日額六千六百円とする。

（大阪府生活衛生適正化審議会の委員等の報酬の特例）

第二十六条 大阪府生活衛生適正化審議会の委員及び専門委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府生活衛生適正化審議会条例（平成十二年大阪府条例第十七号）第七条第一項の規定にかかるず、日額八千九百円とする。

（小売商業紛争調停員の報酬の特例）

第二十八条 大阪府小売商業紛争調停員の報酬及び費用弁償並びに調停員の求めに応じて出頭した参考人の実費弁償に関する条例（昭和三十四年大阪府条例第三十五号）第一条に規定する調停員の報酬の額は、特例期間において、同条例第二条

第一項の規定にかかわらず、日額八千円とする。

(大阪府環境審議会の委員等の報酬の特例)

第二十九条 大阪府環境審議会の委員、臨時委員、専門委員及び幹事の報酬の額は、特例期間において、大阪府環境審議会条例（平成六年大阪府条例第七号）第八条第一項の規定にかかわらず、委員、臨時委員及び専門委員にあつては日額九千四百円、幹事にあつては日額六千円とする。

(大阪府自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会の委員等の報酬の特例)

第三十条 大阪府自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会の委員及び幹事の報酬の額は、特例期間において、大阪府自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会条例（平成四年大阪府条例第四十五号）第六条第一項の規定にかかわらず、委員にあつては日額九千四百円、幹事にあつては日額六千円とする。

(大阪府中央卸売市場運営取引業務協議会の委員の報酬の特例)

第三十一条 大阪府中央卸売市場運営取引業務協議会の委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府中央卸売市場業務規程（昭和五十二年大阪府条例第三十二号）第六十七条の八第一項の規定にかかるわらず、日額八千円とする。

(大阪府地方港湾審議会の委員等の報酬の特例)

第三十二条 大阪府地方港湾審議会の委員、臨時委員、専門委員及び幹事の報酬の額は、特例期間において、大阪府地方港湾審議会条例（昭和四十九年大阪府条例第十号）第九条第一項の規定にかかわらず、委員、臨時委員及び専門委員にあつては日額九千四百円、幹事にあつては日額六千円とする。

(大阪府都市計画審議会の委員等の報酬の特例)

第三十三条 大阪府都市計画審議会の委員、臨時委員及び専門委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府都市計画審議会条例（昭和四十四年大阪府条例第三十一号）第七条第一項の規定にかかわらず、日額九千四百円とする。

(大阪府土地利用審査会の委員の報酬の特例)

第三十五条 大阪府土地利用審査会の委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府土地利用審査会条例（昭和四十九年大阪府条例第三十八号）第五条第一項の規定にかかわらず、日額九千四百円とする。

第一項の規定にかかわらず、日額八千九百円とする。

(大阪府環境審議会の委員等の報酬の特例)

第二十九条 大阪府環境審議会の委員、臨時委員、専門委員及び幹事の報酬の額は、特例期間において、大阪府環境審議会条例（平成六年大阪府条例第七号）第八条第一項の規定にかかわらず、委員、臨時委員及び専門委員にあつては日額一万四百円、幹事にあつては日額六千六百円とする。

(大阪府自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会の委員等の報酬の特例)

第三十条 大阪府自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会の委員及び幹事の報酬の額は、特例期間において、大阪府自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会条例（平成四年大阪府条例第四十五号）第六条第一項の規定にかかわらず、委員にあつては日額一万四百円、幹事にあつては日額六千六百円とする。

(大阪府中央卸売市場運営取引業務協議会の委員の報酬の特例)

第三十一条 大阪府中央卸売市場運営取引業務協議会の委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府中央卸売市場業務規程（昭和五十二年大阪府条例第三十二号）第六十七条の八第一項の規定にかかるわらず、日額八千九百円とする。

(大阪府地方港湾審議会の委員等の報酬の特例)

第三十二条 大阪府地方港湾審議会の委員、臨時委員、専門委員及び幹事の報酬の額は、特例期間において、大阪府地方港湾審議会条例（昭和四十九年大阪府条例第十号）第九条第一項の規定にかかわらず、委員、臨時委員及び専門委員にあつては日額一万四百円、幹事にあつては日額六千六百円とする。

(大阪府都市計画審議会の委員等の報酬の特例)

第三十三条 大阪府都市計画審議会の委員、臨時委員及び専門委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府都市計画審議会条例（昭和四十九年大阪府条例第三十一号）第七条第一項の規定にかかわらず、日額一万四百円とする。

(大阪府土地利用審査会の委員の報酬の特例)

第三十五条 大阪府土地利用審査会の委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府土地利用審査会条例（昭和四十九年大阪府条例第三十八号）第五条第一項の規定にかかわらず、日額一万四百円とする。

(大阪府交通安全対策会議の委員等の報酬の特例)

第三十六条 大阪府交通安全対策会議の委員、特別委員及び幹事の報酬の額は、特例期間において、大阪府交通安全対策会議条例（昭和四十五年大阪府条例第三十九号）第五条第一項の規定にかかるらず、委員及び特別委員につては日額九千四百円、幹事につては日額八千円とする。

(大阪府水防協議会の委員等の報酬の特例)

第三十七条 大阪府水防協議会の委員及び幹事の報酬の額は、特例期間において、大阪府水防協議会条例（平成十二年大阪府条例第三十七号）第六条第一項の規定にかかるらず、委員につては日額九千四百円、幹事につては日額八千円とする。

(大阪府事業認定審議会の委員等の報酬の特例)

第三十八条 大阪府事業認定審議会の委員及び幹事の報酬の額は、特例期間において、大阪府水防協議会条例（平成十二年大阪府条例第三十七号）第六条第一項の規定にかかるらず、委員につては日額九千四百円、幹事につては日額八千円とする。

(建築審査会の委員の報酬の特例)

第三十九条 建築審査会の委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府建築審査会条例（昭和二十五年大阪府条例第八十四号）第六条第一項の規定にかかるらず、日額九千四百円とする。

(大阪府開発審査会の委員の報酬の特例)

第四十条 大阪府開発審査会の委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府開発審査会条例（昭和四十四年大阪府条例第三十六号）第五条第一項の規定にかかるらず、日額九千四百円とする。

(大阪府スポーツ推進審議会の委員の報酬の特例)

第四十一条 大阪府スポーツ推進審議会の委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府開発審査会条例（昭和四十四年大阪府条例第三十六号）第六条第一項の規定にかかるらず、日額九千四百円とする。

(大阪府立図書館協議会の委員の報酬の特例)

第四十二条 大阪府立図書館協議会の委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府立図書館協議会条例（昭和三十四年大阪府条例第四十二号）第八条第一項の規定にかかるらず、日額八千円とする。

(大阪府文化財保護審議会の委員の報酬の特例)

第四十三条 大阪府文化財保護審議会の委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府文化財保護審議会条例（昭和三十四年大阪府条例第三十六号）第四条第一項の規定にかかるらず、日額八千円とする。

(大阪府交通安全対策会議の委員等の報酬の特例)

第三十六条 大阪府交通安全対策会議の委員、特別委員及び幹事の報酬の額は、特例期間において、大阪府交通安全対策会議条例（昭和四十五年大阪府条例第三十九号）第五条第一項の規定にかかるらず、委員及び特別委員につては日額一万四百円、幹事につては日額八千九百円とする。

(大阪府水防協議会の委員等の報酬の特例)

第三十七条 大阪府水防協議会の委員及び幹事の報酬の額は、特例期間において、大阪府水防協議会条例（平成十二年大阪府条例第三十七号）第六条第一項の規定にかかるらず、委員につては日額一万四百円、幹事につては日額八千九百円とする。

(大阪府事業認定審議会の委員等の報酬の特例)

第三十八条 大阪府事業認定審議会の委員及び幹事の報酬の額は、特例期間において、大阪府水防協議会条例（平成十二年大阪府条例第三十七号）第六条第一項の規定にかかるらず、委員につては日額一万四百円、幹事につては日額八千九百円とする。

(建築審査会の委員の報酬の特例)

第三十九条 建築審査会の委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府建築審査会条例（昭和二十五年大阪府条例第八十四号）第六条第一項の規定にかかるらず、日額一万四百円とする。

(大阪府開発審査会の委員の報酬の特例)

第四十条 大阪府開発審査会の委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府開発審査会条例（昭和四十四年大阪府条例第三十六号）第五条第一項の規定にかかるらず、日額一万四百円とする。

(大阪府スポーツ推進審議会の委員の報酬の特例)

第四十一条 大阪府スポーツ推進審議会の委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府開発審査会条例（昭和四十四年大阪府条例第三十六号）第六条第一項の規定にかかるらず、日額八千九百円とする。

(大阪府立図書館協議会の委員の報酬の特例)

第四十二条 大阪府立図書館協議会の委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府立図書館協議会条例（昭和三十四年大阪府条例第四十二号）第八条第一項の規定にかかるらず、日額八千九百円とする。

(大阪府文化財保護審議会の委員の報酬の特例)

第四十三条 大阪府文化財保護審議会の委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府文化財保護審議会条例（昭和三十四年大阪府条例第三十六号）第四条第一項の規定にかかるらず、日額八千九百円とする。

第六条第一項の規定にかかると、日額八千円とする。

(大阪府警察署協議会の委員の報酬の特例)

第四十五条 大阪府警察署協議会の委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府警察署協議会条例(平成十三年大阪府条例第八号)第五条第一項の規定にかかると、日額八千円とする。

(大阪府留置施設視察委員会の委員の報酬の特例)

第四十六条 大阪府留置施設視察委員会の委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府留置施設視察委員会条例(平成十九年大阪府条例第十一号)第五条第一項の規定にかかると、日額六千円とする。

第六条第一項の規定にかかると、日額八千九百四十円とする。

(大阪府警察署協議会の委員の報酬の特例)

第四十六条 大阪府警察署協議会の委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府警察署協議会条例(平成十三年大阪府条例第八号)第五条第一項の規定にかかると、日額八千九百円とする。

(大阪府留置施設視察委員会の委員の報酬の特例)

第四十六条 大阪府留置施設視察委員会の委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府留置施設視察委員会条例(平成十九年大阪府条例第十一号)第五条第一項の規定にかかると、日額一万七千八百円とする。

(大阪府留置施設視察委員会の委員の報酬の特例)

第四十六条 大阪府留置施設視察委員会の委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府留置施設視察委員会条例(平成十九年大阪府条例第十一号)第五条第一項の規定にかかると、日額一万七千八百円とする。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

### (知事の退職手当に関する経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において知事である者の退職手当については、第一条の規定による改正後の知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例(以下「新知事等給与条例」という。)第六条第一項及び第二項並びに附則第五項の規定にかかると、その額は次に掲げる額の合計額とする。

一 知事となつた日から施行日の前日までの在職月数(一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とした在職月数とする。次項第一号及び附則第四項第一号において同じ。)を基礎として、第一条の規定による改正前の知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例(以下「旧知事等給与条例」という。)第六条第一項の規定により計算して得た額

二 知事としての在職月数から前号の在職月数を減じて得た在職月数を基礎として、新知事等給与条例第六条第一項及び第二項並びに附則第五項の規定により計算して得た額

### (副知事の退職手当に関する経過措置)

3 施行日の前日において副知事である者の退職手当については、第一条の規定による新知事等給与条例第六条第一項及び第二項並びに附則第四項及び第五項の規定にかかると、その額は次に掲げる額の合計額とする。

一 副知事となつた日から施行日の前日までの在職月数を基礎として、旧知事等給与条例第六条第一項並びに附則第四項及び第五項の規定により計算して得た額

二 副知事としての在職月数から前号の在職月数を減じて得た在職月数を基礎として、新知事等給与条例第六条第一項及び第二項並びに附則第四項及び第五項の規定により計算して得た額

### (教育長の退職手当に関する経過措置)

4 施行日の前日において教育長である者の退職手当については、第四条の規定

による改正後の大阪府教育委員会の教育長の給与等に関する条例（以下「新教育長給与条例」という。）第二条、第三条第三項及び附則第二項の規定にかかわらず、その額は次に掲げる額の合計額とする。

- 一 教育長となつた日から施行日の前日までの在職月数を基礎として、第四条の規定による改正前の大阪府教育委員会の教育長の給与等に関する条例第二条、第三条第三項及び附則第二項の規定により計算して得た額
- 二 教育長としての在職月数から前号の在職月数を減じて得た在職月数を基礎として、新教育長給与条例第一条、第三条第三項及び附則第二項の規定により計算して得た額

（知事の退職手当の特例に関する条例の廃止）

- 5 知事の退職手当の特例に関する条例（平成二十年大阪府条例第一号）は、廃止する。

（大阪府障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 6 大阪府障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例（平成二十二年大阪府条例第百号）の一部を次のように改正する。  
第二条中大阪府障害者施策推進協議会条例（昭和四十六年大阪府条例第三号）第五条の改正規定について、次の表のように改正する。

改正後	改正前
第五条（報酬） 協議会の委員及び専門委員（以下「委員等」という。）の報酬の額は、日額九千六百円とする。 2・3（略）	第五条（報酬） 委員等の報酬の額は、日額九千六百円とする。 2・3（略）

## 委員報酬の見直しについて

### ■理由

平成 23 年 8 月 29 日に大阪府特別職報酬等審議会からなされた特別職の報酬及び給料の額等について等の答申及び意見具申等を踏まえ、見直しを行う。

### ■内容

- ・全ての行政委員（非常勤）の報酬を日額制にする。（月額制 ⇒ 日額制）
- ・日額制でのひと月あたりの上限は8日分とする。
- ・日額化に伴い、特例減額の割合を 100 分の 20 から 100 分の 3 とする。

教育委員	改正後		現 行
	日額	月額上限	
委員長	38,000 円 <u>36,860 円</u>	304,000 円 <u>294,880 円</u>	月額 365,000 円 <u>月額 292,000 円</u>
その他の委員	32,000 円 <u>31,040 円</u>	256,000 円 <u>248,320 円</u>	月額 310,000 円 <u>月額 248,000 円</u>

※ 上段：特例減額前、下段：特例減額後

### ■実施時期

平成 24 年 4 月 1 日

※平成 24 年 2 月議会において条例案を上程。

## 大阪府附属機関条例の改正（概要）

総務部人事室企画厚生課  
住宅まちづくり部建築指導室建築企画課

### ■改正の理由

- ・ 地方自治法（昭和22年法律第67号）において、附属機関の委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については条例でこれを定めなければならないとされている。  
一方、現在大阪府附属機関条例第2条において、組織、委員その他構成員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法その他附属機関に関し必要な事項は、当該執行機関が定めることとされているが（条例第2条）、地方自治法の趣旨に則り、附属機関の委員等の報酬の額の上限及び費用弁償並びにその支給方法について条例事項として新たに定める。
- ・ 附属機関の見直し方針（平成22年8月24日公表）を踏まえ、大阪府景観審議会と大阪府屋外広告物審議会を統合することに伴い、所要の改正を行う。

### ■改正の内容

- ・ 趣旨規定として、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるものほか、府が設置する執行機関の附属機関について、地方自治法第138条の4第3項、第202条の3第1及び第203条の2第4項の規定に基づき、その設置、担任する事務並びに委員その他の構成員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償並びにその支給方法その他附属機関に関し必要な事項を定める。（第1条関係）
- ・ 大阪府景観審議会と大阪府屋外広告物審議会を統合し、名称を大阪府景観審議会とする。（第2条第1号関係）
- ・ 附属機関の委員その他の構成員の報酬の額は、9,600円を超えない範囲において、当該附属機関を設置する執行機関が定める。（第3条関係）
- ・ 委員等の費用弁償の額及び支給方法について明記する。（第4条及び第5条関係）
- ・ その他規定整備を行う。（第2条第1号関係）

### ■施行期日

平成24年4月1日

### ■政策アセスメント・制度間調整

- ・ 審議会の統合について財政課、行政改革課、人事課、市町村課、道路環境課、関係土木事務所と調整済
- ・ その他について関係部局に周知、調整済

大阪府条例第 号

大阪府附属機関条例の一部を改正する条例

大阪府附属機関条例（昭和二十七年大阪府条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

		改正後	改正前
		(趣旨)	
		<p>第一条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののが、府が設置する執行機関の附属機関について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十号）第一百三十八</p>	
		<p>条の四第三項、第二百二十二条の三第一項及び第二百三十二条の二第四項の規定に基づき、その設置、担任する事務、委員その他の構成員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償並びにその支給方法その他附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	
	(設置)	<p>第二条 府が設置する執行機関の附属機関は、次のとおりとする。</p>	
	一 (略)	名 称	担任する事務
	(略)	(略)	(略)
	大坂府消費者保護審議会	大坂府消費者保護審議会	大坂府消費者保護審議会
	(略)	(略)	(略)
	大坂府青少年健全育成審議会	大坂府青少年健全育成審議会	大坂府青少年健全育成審議会
	(略)	(略)	(略)
	大阪府青少年健全育成条例 (昭和五十九年大阪府条例第 四号) 第四十二条第一項各号 に掲げる事項についての調査 審議並びに地方青少年問題協 議会法（昭和二十八年法律第 八十三号）の規定による青少 年問題の総合的施策の樹立に ついての調査審議及びその施 策を実施するために必要な関 係行政機関相互の連絡調整に 関する事務	大阪府青少年健全育成条例 (昭和五十九年大阪府条例第 四号) 第四十二条第一項各号 に掲げる事項についての調査 審議並びに地方青少年問題協 議会法（昭和二十八年法律第 八十三号）の規定による青少 年問題の総合的施策の樹立に ついての調査審議及びその施 策を実施するために必要な関 係行政機関相互の連絡調整に 関する事務	大阪府青少年健全育成条例 (昭和五十九年大阪府条例第 四号) 第四十二条第一項各号 に掲げる事項についての調査 審議並びに地方青少年問題協 議会法（昭和二十八年法律第 八十三号）の規定による青少 年問題の総合的施策の樹立に ついての調査審議及びその施 策を実施するために必要な関 係行政機関相互の連絡調整に 関する事務
	大阪府景観条例（平成十年大 阪府条例第四十四号）第六条 物審議会	大阪府屋外広告 物審議会	大阪府屋外広告 物審議会
	(略)	(略)	(略)
	屋外広告物についての重要事 項の調査審議に関する事務	屋外広告物についての重要事 項の調査審議に関する事務	屋外広告物についての重要事 項の調査審議に関する事務

第三項、第十条、第十四条第一項、第十六条、第二十一条

(同条例第二十四条第一項において準用する場合を含む。) 第二十二条 (同条例第六

### 大阪府景観審議会

二十四条第二項において準用する場合を含む。) 及び第二十条第二項に規定する事項その他景観形成についての重要な事項並びに屋外広告物についての重要事項の調査審議に関する事務

### 二 (略)

#### (報酬)

第三条 委員等の報酬の額は、日額九千六百円を超えない範囲内において、当該附属機関を設置する執行機関が定める額とする。

2| 前項の報酬は、出席日数に応じて、その都度支給する。

3| 委員等のうち府の経済に属する常勤の職員である者に対しては、報酬を支給しない。

#### (費用弁償)

第四条 委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額を超えない範囲内において、当該附属機関を設置する執行機関が定める額とする。

2| 前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。

3| 前二項の規定にかかわらず、委員等のうち府の経済に属する常勤の職員である者の費用弁償の額は、その者が当該職員として公務のために機関を設置する執行機関が定める額とする。

2| 前項の費用弁償の支給についての路程は、住地の市町村から起算する。

3| 前二項の規定にかかわらず、委員等のうち府の経済に属する常勤の職員である者の費用弁償の額は、その者が当該職員として公務のために機関を設置する執行機関が定める額とする。

#### (支給方法)

第五条 委員等の報酬及び費用弁償の支給方法に関する執行機関の附屬機関の組織、委員等の報酬及び費用弁償の額その他の附屬機関に関し必要な事項は、当該執行機関が定める。

#### (委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、府が設置する執行機関の附屬機関の組織、委員等の報酬及び費用弁償の額その他の附屬機関に関し必要な事項は、常勤の職員の例による。

#### (委任)

第二条 法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、府が設置する執行機関の附屬機関の組織、委員その他の構成員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法その他附屬機関に関し必要な事項は、当該執行機関が定める。

大阪府景観条例(平成十年大阪府条例第四十四号)第六条第三項、第十条、第十四条第一項、第十六条、第二十一条

(同条例第二十四条第一項において準用する場合を含む。) 第二十二条 (同条例第六

### 大阪府景観審議会

二十四条第二項において準用する場合を含む。) 及び第二十条第二項に規定する事項その他景観形成についての重要な事項並びにその支給方法その他の附屬機関に関し必要な事項は、当該執行機関が定める。

### 二 (略)

## 附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

## 大阪府高校生修学等支援基金条例の改正（概要）

府民文化部私学・大学課

### ■改正の理由

- ・本基金は、国の高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金の交付を受け、平成21年度から3年間の期間を定めて設置されたが、このたび国の平成23年度第3次補正予算成立に伴い、平成26年度末まで事業の実施期間が延長されたため、所要の改正を行う。

### ■改正の内容

- ・本条例の失効を平成24年6月30日から3年間延長し平成27年6月30日限りとする。
- ・その他、所要の規定整備を行う。

### ■施行期日 公布の日

### ■政策アセスメント・制度間調整 財政課と高校生修学等支援基金の延長について調整済み

大阪府条例第 号

号

大阪府高校生修学等支援基金条例の一項を改正する条例

大阪府高校生修学等支援基金条例（平成二十一年大阪府条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
（積立て） 第二条（略）	（積立て） 第二条（略）	（積立て） 第二条 基金に積み立てる資金は、寄附金その他の当該基金に係る特定の収入に係るものに限る。ただし、国の補助金又は給付金その他これに準ずるものとの交付を受けた事業を実施するため積み立てる場合は、」の限りでない。
附 則	附 則	附 則 1（略） （この条例の失効） 2この条例は、平成二十七年六月三十日限り、その効力を失う。
		1（略） （この条例の失効） 2この条例は、平成二十四年六月三十日限り、その効力を失う。

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

## 大阪府認定こども園の認定の基準に関する条例の一部を改正する条例（概要）

府民文化部私学・大学課  
福祉部子ども室子育て支援課  
教育委員会市町村教育室小中学校課

### ■改正の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号、平成 23 年 5 月 2 日公布、平成 24 年 4 月 1 日施行。以下「整備法」という。）に基づく、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号以下「認定こども園法」という。）の一部改正、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項第四号及び同条第二項第三号の規定に基づき、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準（平成 18 年文部科学省厚生労働省告示第 1 号。以下「参酌基準告示」という。）の改正（平成 23 年文部科学省厚生労働省告示第 2 号、平成 24 年 4 月 1 日施行）並びに、児童福祉施設最低基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）の一部改正（平成 23 年厚生労働省令第 127 号、平成 24 年 4 月 1 日施行）に伴い、所要の改正を行う。

/ - 123

### ■改正の内容

- 認定こども園法の改正により、同法第 3 条において規定されていた認定こども園の認定要件は、都道府県の条例で定めることとされたことに伴う所要の改正。（条例名称、第 1 条から第 3 条関係）
- 都道府県が条例を定めるにあたり、参酌基準告示に参酌基準として、認定こども園の設置者に対してその建物又は敷地に当該施設が認定こども園である旨の表示をしなければならない旨が追加されたことに伴い、新たに条例で規定。（第 23 条及び第 24 条関係）
- 認定こども園法の改正による条項ずれ、及び児童福祉施設最低基準の改正（条例化）に伴う所要の改正。（第 1 条、第 3 条、第 4 条、第 8 条及び附則関係）
- 常用漢字表の改正に伴う語句の修正（第 7 条関係）

### ■施行期日 平成 24 年 4 月 1 日

### ■政策アセスメント・制度間調整

関係課と調整済み

大阪府条例第 号

号

大阪府認定こども園の認定の基準に関する条例の一部を改正する条例

大阪府認定こども園の認定の基準に関する条例（平成十八年大阪府条例第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
(定義)	大阪府認定こども園の認定の要件 に関する条例	大阪府認定こども園の認定の基準 に関する条例
第二条 (略)	(趣旨) 第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。）第三条第二項及び第四項の規定に基づき、同条第一項及び第三項の認定の要件を定めるものとする。	(趣旨) 第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。）第三条第一項第四号及び同条第二項第三号の規定に基づき、同条第一項及び第二項の認定の基準を定めるものとする。
(定義)	第二条 (略) 2  前項に定めるもののほか、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 幼保連携型認定こども園 幼稚園及び保育所のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備（以下「建物等」という。）が一体的に設置されている施設のうち次のいずれかに該当する施設であつて法第三条第二項の認定を受けたものをいう。 イ 当該施設を構成する保育所において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行いい、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。 ロ 当該施設を構成する保育所に入所していいた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。 二 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設であつて法第三条第一項又は第二項の認定を受けたものをいう。 イ 幼稚園教育要領（平成二十年文部科学省告示第二十六号）に従つて編成された教育課程に基づく教育を行ふほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子ども（うち児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する児に該当する者に対する保育を行う幼稚園第五十九条第一項に規定する施設のうち幼稚園及び認可外保育施設（児童福祉法	第二条 (略) 2  前項に定めるもののほか、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 幼保連携型認定こども園 幼稚園及び保育所のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備（以下「建物等」という。）が一体的に設置されている施設のうち次のいずれかに該当する施設であつて法第三条第二項の認定を受けたものをいう。 イ 当該施設を構成する保育所において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行いい、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。 ロ 当該施設を構成する保育所に入所していいた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。 二 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設であつて法第三条第一項又は第二項の認定を受けたものをいう。 イ 幼稚園教育要領（平成二十年文部科学省告示第二十六号）に従つて編成された教育課程に基づく教育を行ふほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子ども（うち児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する児に該当する者に対する保育を行う幼稚園第五十九条第一項に規定する施設のうち幼稚園及び認可外保育施設（児童福祉法

同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（法第二条第四項の文部科学省令で定める施設を除く。）をいう。以下同じ。）のそれぞれの用に供される建物等が

一体的に設置されている施設であつて次のいずれかに該当するもの

(1) 当該施設を構成する認可外保育施設において、満三歳以上の子どもに対し

学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設

を構成する幼稚園との緊密な連携協力を体現が確保されていること。

(2) 当該施設を構成する認可外保育施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

### 三 保育所型認定こども園 児童福祉法第三

十九条第一項に規定する児童に対する保育を行はばか、当該児童以外の満三歳以上の子どもを保育し、かつ、満三歳以上の子どもに對し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所であつて法第三条第一項の認定を受けたものをいう。

### 四 認可外施設型認定こども園 児童福祉法

第三十九条第一項に規定する児童に対する保育を行はばか、当該児童以外の満三歳以上の子どもを保育し、かつ、満三歳以上の子どもに對し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）に定める最低基準のうち保育所に係るものを行はばか、当該児童以外の満三歳以上の子どもを保育し、かつ、満三歳以上の子どもに對し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所であつて法第三条第一項の認定を受けたものをいう。

### （認定要件）

第三条 法第二条第一項及び第二項の認定の要件は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものである」ととする。

一 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生文部科学省告示第一号。以下「告示」という。）

二 労働省告示第一号。以下「告示」という。）

第一の（一に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。））が一体的に設置されている施設のうち次のいずれかに該当するもの

イ 当該施設を構成する保育所において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行ひ、かつ、当該保育を実施するに当たり当該当該保育を実施するに当たり当該施設

該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されてゐる。

口 当該施設を構成する保育所に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

口 告示第一の二に規定する幼稚園型認定こども園（以下「幼稚園型認定こども園」といふ。）次のいずれかに該当する施設

イ 幼稚園教育要領（平成二十年文部科学省告示第二十六号）に従つて編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子ども（うち児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十九条第一項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行う幼稚園）

ロ 幼稚園及び認可外保育施設（児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（法第二条第四項の文部科学省令で定める施設を除く。）をいう。以下同じ。）のそれぞれの用に供される建物等が一體的に設置されている施設であつて次のいずれかに該当するもの

- (1) 当該施設を構成する認可外保育施設において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。  
(2) 当該施設を構成する認可外保育施設に入所していた子ども（当該保育施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

### 三 告示第一の三に規定する保育所型認定こども園（以下「保育所型認定こども園」という。）児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼稚児に対する保育に対する保育を行つほか、当該幼稚児以外の満三歳以上の子ども（当該保育所が所在する市町村における同法第二十四条第四項に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満三歳以上の子どもに對し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所

四 告示第一の四に規定する地方裁量型認定こども園（以下「保育所型認定こども園」という。）児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼稚児に対する保育を行つほか、当該幼稚児に対する保育を行つほか、当該幼稚児以外の満三歳以上の子どもを保育し、かつ、満三歳以上の子どもに對し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行つ別に条例で定める基準のうち保育所に係るものと満たす認可外保育施設

2 認定こども園(法第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設をいう。以下同じ。)は、子育て支援事業のうち、当該施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行わなければならない。

3 法第三条第一項及び第三項の認定の要件は、前二項に定めるもののほか、次条から第二十一条までに定めるところによる。

(保育に従事する者の数)

第四条 認定こども園には、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める数の保育に従事する者を置かなければならぬ。

2 (略) (略) (略)

(認定こども園の長)

第七条 認定こども園には、一人の認定こども園の長を置き、全ての職員の協力を得ながら一体的な管理運営を行わなければならない。

2 (略)

(建物等の配置)

第八条 認定こども園である法第三条第三項に規定する幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所等については、それぞれの用に供される建物等が同一の又は隣接する敷地内になければならない。ただし、建物等が次に掲げる要件を満たす場合は、この限りでない。

1・2 (略)

第二十二条 (略)

(認定こども園である旨の表示)

第二十三条 認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をしなければならない。

第二十四条 (略)

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

### (経過措置)

2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第三十七号)附則第七条の規定により同法第十三条の規定の施行の日から起算して一年を超えない範囲内において同条第一項に規定する条例が制定施行されるまでの間において同条第二項に規定する厚生労働省令で定める基準を当該条例で定める基準とみなすものとされた

第三条 法第三条第一項第四号及び第二項第三号の認定の基準は、次条から第二十三条までに定めるところによる。

(保育に従事する者の数)

第四条 認定こども園(法第三条第一項又は第二号の認定を受けた施設をいう。以下同じ。)には、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める数の保育に従事する者を置かなければならぬ。

2 (略) (略)

(認定こども園の長)

第七条 認定こども園には、一人の認定こども園の長を置き、すべての職員の協力を得ながら一體的な管理運営を行わなければならない。

2 (略)

(建物等の配置)

第八条 認定こども園である法第三条第二項に規定する幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所等については、それぞれの用に供される建物等が同一の又は隣接する敷地内になければならない。ただし、建物等が次に掲げる要件を満たす場合は、この限りでない。

1・2 (略)

第二十二条 (略)

(認定こども園である旨の表示)

第二十三条 認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をしなければならない。

第二十四条 (略)

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

### (経過措置)

当該条例が制定施行されるまでの間は、改正後の大坂府認定こども園の認定の要件に関する条例第三条第一項第四号の規定の適用については、同号中「別に条例で」とあるのは、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）附則第七条の規定により児童福祉法第四十五条第一項に規定する条例が制定施行されるまでの間において当該条例で定める基準とみなされる児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）」とする。